

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	清掃事業の財務に関する事務の執行について	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検 討 中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成19年度	
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日	
監査委員公表日	平成30年4月20日	

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
Ⅱ. 収集・運搬について (オ) 見積書の内容について(監査の結果) 現在、岐阜市では契約の締結に際して委託業務の見積金額の提出を義務付けているが、当該金額の内訳を示した積算内訳書は任意提出となっている。また、会社が任意に積算内訳書を提出する場合、積算内訳書の記載様式は詳細には決められておらず、会社によって異なっている。今後、一定金額以上の契約締結の際には見積書の提出を義務付け、また、記載様式も詳細に決めることが望まれる。	平成20年度より契約締結後に受託金額にかかる内訳書を提出させることを仕様書において定めており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の5に規定する「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」の検証を行っている。なお、この間全庁的に様式を統一化する動向が見られないため、環境事業部としても措置を講じないこととした。	×	環境事業部	環境事業課	6281	46